

## 保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者）の現状調査及び 保護観察処分少年の予後調査

### 第1 保護観察対象者の現状調査について

平成27年に全国の保護観察所において保護観察を開始した保護観察処分少年及び少年院仮退院者の人数を調査した結果は次のとおりである。

#### 1 少年の保護観察対象者の現状

審判時18歳以上の保護観察処分少年は、9,744人（交通短期を除くと4,540人）であり、保護観察処分少年の53.5%を占めている。少年院仮退院者については、審判時18歳以上の少年は1,202人であり、41.9%を占めている（表1）。したがって、審判時18歳以上の少年の保護観察処遇の在り方は、年間約1万人の少年の再犯防止と改善更生をどのように図っていくかという問題である。

表1 保護観察開始人員

|          | 審判時<br>18歳未満 | 審判時<br>18歳以上 | 総計     | 18歳以上<br>の割合 |
|----------|--------------|--------------|--------|--------------|
| 保護観察処分少年 | 8,459        | 9,744        | 18,203 | 53.5%        |
| 交通短期以外   | 7,328        | 4,540        | 11,868 | 38.3%        |
| 交通短期     | 1,131        | 5,204        | 6,335  | 82.1%        |
| 少年院仮退院者  | 1,669        | 1,202        | 2,871  | 41.9%        |
| 総計       | 10,128       | 10,946       | 21,074 | 51.9%        |

#### 2 少年の保護観察対象者の特徴

保護観察処分少年（交通短期を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始時の特徴を分析した。その結果、審判時18歳以上の少年は、審判時18歳未満の少年に比較して、保護処分歴がある者が多く、薬物乱用、無職、単身居住などの問題がある者が多かった（表2）。

表2 少年の保護観察対象者の特徴

|                | 審判時18歳未満 | 審判時18歳以上 |
|----------------|----------|----------|
| 保護処分歴がある       | 41.6%    | 57.0%    |
| 不良集団関係がある      | 34.4%    | 21.3%    |
| 薬物乱用がある        | 3.1%     | 6.6%     |
| 貧困             | 15.5%    | 14.3%    |
| 無職             | 22.4%    | 28.6%    |
| 親族や配偶者と同居していない | 4.9%     | 13.2%    |
| 精神的問題がある       | 8.6%     | 8.6%     |

注：網掛けは、該当者数の割合が高い区分を示す。

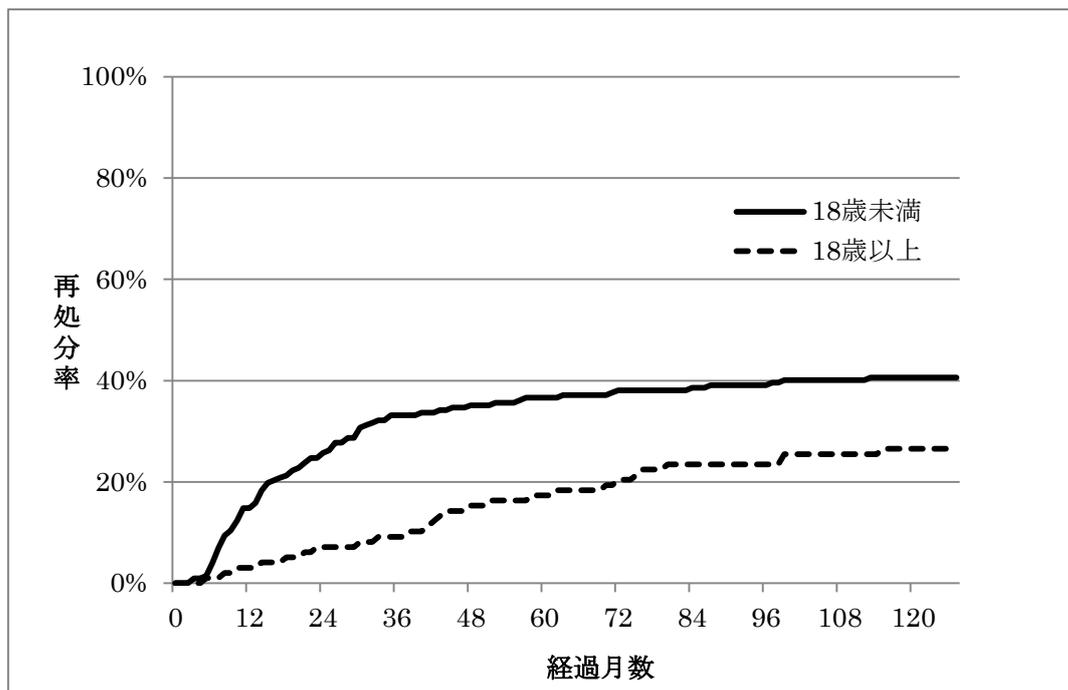
## 第2 保護観察処分少年の予後調査について

平成18年に全国の保護観察所において保護観察を開始した保護観察処分少年（交通短期を除く。）19,475人から300人を無作為抽出し、保護観察開始後、平成28年7月末までの刑事処分（道路交通法違反のみによる罰金を除いた刑罰）と保護処分（保護観察及び少年院送致）（以下「再処分」という。）の有無を追跡調査した。

なお、抽出された300人は、平均年齢16.8歳、男子88.0%、保護観察を実施した平均月数13.2月であり、平均年齢、性別、事件種別（一般、短期及び交通）、保護処分歴及び保護観察終結事由（期間満了、解除及び保護処分取消し）について母集団と統計的相違が認められないことを確認している。

### 1 約10年間の追跡調査の結果

追跡調査の結果、保護観察開始後の再処分は300人中108人（36.0%）に認められ、審判時18歳以上の少年（98人中26人：26.5%）のほうが、18歳未満の少年（202人中82人：40.6%）より、再処分率が低かった。



なお、調査対象者を性別で分けると、男子（264人中101人：38.3%）のほうが、女子（36人中7人：19.4%）より、再処分率が高かった。本件の罪名で見ると、本件に窃盗罪を含む者（125人中54人：43.2%）のほうが、窃盗罪を含まない者（175人中54人：30.9%）より再処分率が高かった。他方、暴力事犯者（本件に傷害罪、暴行罪又は暴力行為等処罰に関する法律違反を含む者）は41人中12人（29.3%）に、暴力事犯者以外の者は259

人中 96 人 (37.1%) に再処分が認められたが、統計的に有意差は認められなかった。次に、保護観察の種別別に見ると、一般事件は 174 人中 70 人 (40.2%)、短期事件は 55 人中 20 人 (36.4%)、交通事件は 71 人中 18 人 (25.4%) に再処分が認められたが、統計的に有意差は認められなかった。

## 2 保護観察開始後 2 年以内の再処分

上記 300 人の保護観察開始後 2 年以内の再処分の有無について調査したところ、次の結果となった。

- (1) 2 年以内の再処分率は 19.7%であった (300 人中 59 人)。
- (2) 審判時 18 歳以上の少年の再処分率 (98 人中 7 人 : 7.1%) は、18 歳未満の少年の再処分率 (202 人中 52 人 : 25.7%) より低かった。
- (3) 保護観察の種別別の再処分率を見ると、一般事件の再処分率は 24.1% (174 人中 42 人)、短期事件の再処分率は 20.0% (55 人中 11 人)、交通事件の再処分率は 8.5% (71 人中 6 人) であり、一般事件の再処分率が高く、交通事件の再処分率が低かった。
- (4) 性別別の再処分率を見ると、男子の再処分率は 20.8% (264 人中 55 人)、女子の再処分率は 11.1% (36 人中 4 人) であったが、統計的に有意差は認められなかった。
- (5) 本件罪名別の再処分率を見ると、窃盗罪を含む者の再処分率は 29.6% (125 人中 37 人)、窃盗罪を含まない者の再処分率は 12.6% (175 人中 22 人) であり、窃盗罪を含む者の再処分率が高かった。また、暴力事犯者の再処分率は 14.6% (41 人中 6 人)、暴力事犯以外の者の再処分率は 20.5% (259 人中 53 人) であったが、統計的に有意差は認められなかった。

### \*参考

上記 300 人の保護観察処分少年の成人後の刑事処分状況についても分析した。まず、データには 14 歳から 19 歳までの少年が含まれているため、成人後の再処分の追跡調査期間を一致させ、満 20 歳から満 24 歳に至るまでの間の刑事処分の有無を集計した。その結果、満 20 歳から満 24 歳までの間、刑事処分に至らなかった者は 242 人 (80.7%) であった。さらに、同 300 人について、本件以前を含め、本件以外の保護処分を受けなかった 190 人と、複数回の保護処分 (保護観察又は少年院送致) を受けたことがある 110 人に分けて集計し直すと、刑事処分に至らなかった者の数は、保護処分が本件保護観察のみであった者については 165 人 (86.8%)、複数回の保護処分を受けた者については 77 人 (70.0%) であった。以上のことから、保護処分を受けた少年の多くが、たとえ、少年院送致を含む複数回の保護処分を受けた場合であっても、成人後、満 24 歳までは刑事処分に至らずに経過していることが示された。